平成２９年（フ）第８５０９号
東京都足立区神明１丁目11―16　フローラⅠ103
債務者　関口　広志
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５３９号
東京都青梅市長淵５丁目597　ブループラム長渕イースト102
債務者　花田有利香
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５５７号
東京都目黒区八雲３丁目４－２―106
債務者　阿部　佳介
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５９３号
東京都大田区下丸子２丁目15―４―201
債務者　渡部　光二
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２２４号
東京都清瀬市元町２―14―８ＪＵＪＵ、住民票上の住所東京都立川市砂川町７丁目９番地の24
債務者　宍戸　夏代
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
沖縄県沖縄市高原５丁目３番29号　２Ｆ
債務者　島袋あや乃（旧姓白保）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１７５号
沖縄県沖縄市中央２丁目６番36号
債務者　今泉みどり（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１０３４号
東京都羽村市川崎３丁目４番６号寿ハイツ202
債務者　飯沼　好枝
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５５１号
神奈川県鎌倉市大船1902番地２　若葉ハイツ101（住民票上の住所）
債務者　久保田友美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０７号
横浜市泉区新橋町1373番地４　若竹荘Ａ202号
債務者　茨澤　　廣
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５４４号
東京都練馬区練馬４丁目７－７―101
債務者　秋田　謙治
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５８号
栃木県小山市大字東黒田246番地２
債務者　黒須　道子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３９７号
神奈川県鎌倉市岩瀬1197番地２　栄光ハイツ103
債務者　天野恵子こと　天野　惠子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９８号
神奈川県鎌倉市岩瀬1197番地２　栄光ハイツ103
債務者　天野　裕太
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部